

議案第 13 号

白岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年白岡市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間」を「当分の間」に、「令和 7 年 3 月 31 日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

放課後児童支援員の資格要件について、2 年以内に認定資格研修の修了を予定している者まで含む緩和措置を定めるため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。